**海外で受診されたときの申請について（海外療養費）**

海外旅行中や海外赴任中に急な病気や怪我などでやむを得ず現地の医療機関で診療を受けた場合、医療費の払い戻しを申請することができます。

※日本国内で保険診療として認められていない医療行為は支給対象となりません

（例：インプラントや美容整形）。

※療養を目的として海外に渡航し診療を受けた場合は支給対象外です。

**【申請に必要な書類】**

○海外療養費支給申請書

○同意書

○診療内容明細書（歯科診療以外の場合は様式Ａ、歯科診療の場合は様式Ｃ）

○領収明細書（様式Ｂ）

○現地で医療機関に支払った金額の領収書（原本）、および処方薬を購入した場合にはその領収書（原本）

○海外渡航期間が分かる書類（パスポート、ビザ、航空券等の渡航期間がわかる部分のコピー等）

※療養費支給申請書および各種明細書（様式A・B・C）は、各月ごと、受診者ごと、医療機関ごと、入院・外来ごとに、それぞれ１枚ずつ作成が必要です。

**※各種明細書（様式A・B・C）と健康保険用国際疾病分類表は、ホームページからダウンロードし、海外渡航時に携行して下さい。**

【**申請方法】**

上記の申請書類を全てそろえて当組合へご提出下さい。

※海外で医療費の支払いをした日の翌日から数えて２年を経過すると時効により申請ができなくなります。

※給付金の支払は海外へ送金することができません。日本国内の被保険者名義の金融機関を指定してください。国内の金融機関を利用できないときは、日本在住の家族等を受取代理人として指定し国内の金融機関を指定してください。

**【支給金額】**

日本国内の医療機関において同じ治療を受けた場合の、健康保険法に基づき決定されている額（実際に支払った額のほうが低いときはその額）から自己負担額を控除した金額を支給します。

外貨で支払われた医療費は、支給決定日の外国為替換算率（売りレート）により円貨に換算して支給額を計算します。

**※日本と海外では医療提供体制や治療方法が異なります。このため、実際に支払った額から自己負担相当額を控除した額よりも、支給額が大幅に少なくなることがあります。**